

平成29年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

会議録（概要版）

1. 期 日 平成29年12月 2日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況
☆甲（9名中 9名出席）☆乙（27名中 20名出席）☆傍聴者 名 ☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出（甲側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
(1) 印西クリーンセンター操業状況について
(2) 次期施設計画の進捗状況について
(3) 現施設の延命化工事の進捗状況について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・平成29年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成29年度年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・・・（資料2）
- ・次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業の状況等・・・・・・・・（資料3）
- ・自治会側から事前に提出された「平成29年度第3回環境委員会議題」の写し・・・（資料4）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・・・・・・・（資料5）
- ・平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく報告書（参考）

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1（平成29年8月～平成29年10月ごみ搬入量、焼却量）

- ・平成29年 8月のごみ搬入量は4,153トン（うち事業系1,083トン）、ごみ焼却量は3,161トン。
- ・平成29年 9月のごみ搬入量は3,912トン（うち事業系1,072トン）、ごみ焼却量は3,671トン。
- ・平成29年10月のごみ搬入量は4,014トン（うち事業系1,100トン）、ごみ焼却量は4,328トン。

【平成29年度排出ガス測定、悪臭物質測定、臭気濃度測定、大気測定局舎による測定等】

表－2）②排出ガス測定（ダイオキシン類）

- ・ダイオキシン類については、1号炉（測定日平成29年6月22日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定（測定日平成29年9月22日）について、測定値は全て協定値の範囲内でした。

表－5）臭気濃度測定（調査測定）

- ・臭気濃度測定（測定日平成29年9月22日）について、煙突出口1回目に目標値の500を超える1000との判定でした。その他の測定値は目標値の範囲内でした。

表－7）大気測定仮設局舎による測定

- ・平成29年9月1日から10月1日の期間、木刈中学校の駐車場において測定しました。測定期間中、光化学オキシダントの環境基準値を超えた日が3日あり、回数は9回ありました。光化学スモッグ注意報が発令された日はありません。

表－8）排ガス中の重金属測定

- ・排ガス中の重金属測定（測定日平成29年8月1日）について、全て定量下限値未満でした。

表－ 9） ぐみ質分析

- ・ ぐみ質分析（測定日平成 29 年 8 月 1 日）紙類 41.3%、厨芥類 16.5%、布類 2.1%、草木類 6.0%、プラスチック類 24.6%、ゴム類 0.5%、金属類 1.4%、ガラス類 0.3%、セト物、砂、石 1.0%、その他 6.3%です。水分 37.0%、見掛比重が 0.127kg/ℓ、低位発熱量については 2,650kcal/kg でした。

【搬入車両数と搬出車両数】

（平成29年8月～10月搬入車両数）

- ・ 平成29年8月4,248台、9月3,861台、10月4,026台、4月から10月までの合計で28,340台、前年同期と比べ411台増、1.47%増となっています。

（平成29年8月～10月搬出車両数）

- ・ 平成29年8月130台、9月129台、10月141台、4月から10月までの類計で952台、前年同期と比べ6台増、0.63%増となっています。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近10月、飛灰が555ベクレル、主灰が87ベクレル、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2、第3、第4、第6地点の4地点、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近10月の測定平均で一番高いのは、西側、第3地点の0.097マイクロシーベルトでした。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、民間処理業者への搬出、資源化と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。平成29年10月末現在の搬出先及処理量につきましては、21ページに記載してございます。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

【質疑応答】

[乙委員]	10ページ、悪臭についてですが、今までの環境委員会の報告でほとんど協定値以下におさまっていますが、悪臭だけは時々オーバーします。その原因は何だとお考えなのでしょうかとというのが1点。2点目は、焼却炉の契約をしたときに、悪臭というのは今目標値と書いてありますけれども、契約上これ以下でなくてはいけないという契約になっているのでしょうか。3点目は、この周囲で測りましたよね、塩素系の悪臭があるか、ないか。問題ないけれども、次回報告ということですが、最悪の条件で近くに住んでいる住宅地の辺で本当に1,000という値でおわないという計算結果はあるのですか。
[甲委員]	1番目ですが、煙突出口が1回目1,000、2回目400でした。1回目の測定は、午前中です。2回目が午後の測定になっております。当日の焼却温度、排ガスの値は、ほとんど変わっておりません。当日運転員に何か違いがあったか聞きました。午前中はやはりごみの搬入が多く、思うように攪拌できなかったことがわかりました。午後は、やはり搬入車両が少なくなり、ある程度思いどおり攪拌できたので、臭気として若干違いが出たのではと考察しております。それから、契約上なのですが、あくまでも500目標値ということで、契約上は何も記載しておりません。臭気濃度というのは、機械で測っているわけではありません。パネラーさんと呼んで、においがしたといったところで数値をだんだん薄めていき、数字を出しているのです、実際それがにおうかどうかは私もこの検体今回嗅ぎませんので、何とも言えませんが、若干の燃焼臭ではなくて、薬品臭がしたのかなということを感じております。
[乙委員]	皆さん多分この数値、意味合いがわからないと思うのですが、要は生ガスを1,000倍に薄めてもおいますよという意味なのですね、これパネラーの。ですから、1,000倍になって、この近隣に住んでいる方のところまで到達して、最後最悪条件で1,000倍になるのかならないのか、その辺が第3の質問だったのですけれども。
[甲委員]	あくまでも煙突の排出口のガスを取りまして、300倍、1,000倍、3,000倍という、大体3倍ずつ薄めていきどこまでにおったか、パネラーさん6人の平均値を出して数字を出しています。到達した時点でおうかどうかは、ここでは検証することはできません。
[乙委員]	煙突から拡散のシミュレーションってあるはずなのですが。

[甲委員]	煙突からどのぐらいの距離でどういう拡散効果があるのだということ、煙突は設計されていると思います。ただ、そのにおいに対して当てはめることができるのかどうかは、よく確認しないと何とも申し上げられないものですから、今ここで全てそれが当てはめて到達地点ですか、そのときにどのぐらいの拡散効果があるかというのはちょっと今ここではなかなかお答えができないものですから、その辺はご理解いただきたいとは思いますが、何らかの形でシミュレーションしないとちょっと難しい回答になってしまうのかなと思います。
[乙委員]	メーカーさんに質問していただきたいと思うのですけれども。
[甲委員]	その辺は、ちょっと確認させていただいて、単純な方法で出せるのかどうかということもありますので、一応確認はさせていただきたいと思います。
[乙委員]	15ページのごみ質分析ってありますよね。これは生ごみの中に入っている分類なのですか。この中に、プラスチック類というのが5月22日は23.3、8月1日は24.6%となっているのですが、生ごみの中の燃えるごみの中にプラスチック類がこんなに入っているのですか。
[甲委員]	事実です。
[乙委員]	この中のプラスチック類とは黄色い袋に入っているものは入っていないのでしょうか。ブルーのごみの中のことを想像したのですけれども、こんなに入っているのかなと単純に思ったわけですね。けれども、今おっしゃっているのは、プラスチックの黄色いごみの中もさらに選別して燃やすごみの中に入れていているということですか。
[甲委員]	ここで調べているものについては、全てのもの調べることはちょっとできませんので、定期的に期間を定めて、あとごみをどこから持ってくるかというのもある程度決めて、何袋か検体としてとって、それで調べているものなのです。その中に、プラスチックという表現になってしまっていますから、皆さん容器包装プラでは資源として分けていただいているものが入ってしまっているというようなイメージなのかなと思ったのですが、そうではなくて、容器包装プラとか、そういうものの資源に回せないプラスチックはやっぱりあるのです。それは、どうしても可燃で燃さざるを得ないので、そういうものが入ってきていると。ただ、厳密に申し上げると、容器包装プラに本来行くべきものであっても、若干間違えて入れてしまうという方まだまだいらっしゃいますので、多少は入ってきているかなとは考えます。全くそれが入ってきているということではないです。
[乙委員]	それは5%とか10%というのはわかるのですが、二十何%というのはすごくプラスチック入ってしまっているのかなと。では、もっと徹底させなければいけないのかと単純に思ったのですが、住民側としては。
[甲委員]	容器包装プラとの分けの徹底というのは、ある程度進んでいると考えています。ただ、どうしても資源に回せないプラスチック、それは今のところどうしても燃やさざるを得ない、そういうものが入ってきているということで、大体多いのがご家庭で使っているバケツとか、洗面器、こちらでは硬質プラスチックとよくいわれるものなのですが、こればかりはまだ資源として回すことができない。絶対できないわけではないのですが、相当なお金をかけないといけないので、現在はその部分については可燃でお願いしているという状況です。
[乙委員]	これって地域別に分けてデータとしては印西市、白井市、栄町と分けるとか、もっと細かく何丁目から何丁目と、それで分類できるものなのでしょうか。全部ここに来てから燃やすごみの袋をあけてやっているのではなくて、各地域でやっているものを集計したやつですか。全部ここに来てからあけています。
[甲委員]	はい、ここに来たものです。
[乙委員]	7ページの最後のところですが、処理飛灰に含まれるダイオキシン類の測定が今回6月に測ったのが報告されています。処理飛灰とは何ですか。イメージとしては、バグフィルターについているのは飛灰だけではなくて、粉末活性炭を吹き込んでダイオキシン取っていますから、それも含めたのを処理飛灰と呼んでいるのかなと。それから、これ1グラム当たりの値ですから、その単位になる重量は飛灰だけではなくて、粉末活性炭の重量も入っていると思っています。普通は粉末活性炭にダイオキシン吸着されますから、もともになる1グラムというのは飛灰が何%で活性炭が何%入っているのか。

[甲委員]	処理飛灰という表現ですが、飛灰につきましては重金属、固定剤、安定剤というものを入れまして薬剤と…キレート処理しまして、それで固めて処理していますので、それで処理飛灰と呼ばれています。あと活性炭、消石灰が含まれています。その比率は、調べていないのですが、何とも言えないのですが、若干飛灰には薬品、消石灰なり活性炭が含まれていると思います。ただ、ほとんどやはり飛灰で構成されています。
[乙委員]	粉末活性炭を吹き込んでいるわけですから、重量はわかりますよね、1日何トン入れているとか。もともと飛灰はどれくらいとれるものかはわかりますね。案分してみると、活性炭が多いのか本当の灰が多いかわかりますよね。それは検討したことがありますか。
[甲委員]	ほとんど薬品よりも飛灰が占める割合になっています。
[乙委員]	20ページの空間線量の推移の地図に第6地点で外周歩道工事のため工場内敷地内で測定、平成27年の11月24日から平成28年の4月5日までと書いてあり、上にその地点の部分も全部含まれてグラフで示されているのですが、違う場所で測ったら線で結ぶことはできないと思うのです。バッチンのマークで第6地点とあるのですが、全部結ばれている。結んではいけないと思います。
[甲委員]	場所的に全く違うかどうかという判断があるかどうかは思うのですが、距離がどのくらい違うのかというのが今すぐわからないものですから、何とも申し上げられないのですが、全く違うのであれば、当然委員さんがおっしゃったとおりにないではいけないものなのかなと考えます。ただ、場所の違いがどの程度かというのをもう一度確認させていただいた上で、次回その対応というものを考えていきたいと思っています。
[乙委員]	19ページから20ページで放射能の測定、セシウム濃度測定とか空間線量の測定ずっとやっていますが、減衰というのがありますから、どんどんレベルが下がってきて、今大体平衡状態になっているのですが、いつまで続ける予定でしょうか。住民側がもう要らないよと言ったら、もうやめてしまうのですか。それとも、県か国の指示でずっと測りなさいと言われていたのですか。他の自治体はずっとやっているのですか。
[甲委員]	今のところ国からどうしなさいということは来てはいない状況です。他の自治体においては、やめているところもあります。その意味では、箇所数を減らしたりということは今後あるかとは思いますが、ただ、指定廃棄物をまだ保管している状況がありますし、それからの影響ということで、空間線量はもうしばらく測らざるを得ないかなということは考えられます。それがいつまでということは、まだ何とも申し上げられませんが、ある程度続けていきたいと、これが組合の考え方ということでご理解いただきたいと思っています。
[乙委員]	県かどこかに報告しているのですか、セシウム濃度とか。
[甲委員]	国に報告しております。

議題（2）【次期施設計画の進捗状況について】

議事の2、次期施設計画の進捗状況についてご説明いたします。23ページの資料をごらんいただければと思います。これは、当初から本年度の次期施設に対する組合の事業の内容ということでご説明はさせていただいておりました。项目的には変わってはいませんが、まず、一番上の建設予定地測量業務、それから4番目、建設予定地の物件補償調査業務につきましては、もう既に終了をさせていただいております。また、用地買収関係ということで、現在税務署との最終協議を行っている状況でございます。用地取得の際の用地提供者、こちらの税金控除の関係の税務協議を最終協議として行った段階でございます。今後税務署からの回答を待ちまして、現在地権者会というものが発足されておりますので、そちらのほうと最終的な調整を行っていきたくて考えております。次に、施設整備基本計画の追加策定、こちらにつきましては当初10月までに素案作成という予定で進んでおりましたが、一旦素案は出てきておりますが、さらに検証する部分がございますので、再度訂正、また修整等を行わせている状況でございます。同じく地域振興策基本計画の策定業務でございますが、こちらもうやがて10月末に何とか素案というような話で進めておりましたが、同様にいろいろ疑義が生じてきてございますので、再度修正等を行っていただいている状況でございます。両者とも今月中に何とか素案としてまとめていただければと考えている状況でございます。次期施設関係としましては以上です。

【質疑応答】

[乙委員]	今ご説明あった市川税務署との打ち合わせなのですが、土地譲渡所得の特別控除、これは協議、6回も打ち合わせしているというのですけれども、特別控除って何を指して言っているのか。例えば土地を売った収入は税金無税になるとか、そういう話でしょうか。
-------	--

[甲委員]	公共事業の場合、土地を譲渡した際の税は免除されております。当然どういう事業がという法律上決めがございますので、そういうものに合致しているかどうかの確認、これは当初からずっと協議をして、図面を出したり面積的にはこのぐらいですよというものをしたり、そういうものを一つ一つ確認していただいている状況です。
[乙委員]	要は法律で定められた節税というのか、特別控除ということで。特別というから、もっと税金を取らなくていいとか、そういう話ではないのですか。ほとんど税金は取られないという意味ですか、売った収入に対して。
[甲委員]	はい、そうです。公共事業に対する買収というものについては租税特別措置法というものがありまして、その中で該当する事業について用地を提供した方の税を免除するという、完全免除というか、限度がございます、1事業5,000万とか、そういう限度がそれぞれございますので、そこまでは免除というものです。
[乙委員]	取得価格の利益に対して5,000万までは税金かけませんよ、そういうことですか
[甲委員]	その土地の買収価格が5,000万円以下であれば、税は免除しますよということです。
[甲委員]	あくまでもこれは所得税になりますので、その辺はよろしくお願いします。例えば所得税がゼロになれば住民税もかかりませんが、国民健康保険税等についてはかかってしまうので、下手をすると最高レベルまで上がってしまいます。

議題（3）【現施設の延命化工事の進捗状況について】

基幹改良工事について説明いたします。工事は、来年2月の性能試験を目指して3号炉及び共通設備につきまして、現在は予定どおり進捗しております。次に、年末年始の操炉の件になりますが、運転を委託しているJFE環境サービスと契約が整いまして、連続操炉の準備をしているところでございます。なお、ごみの収集につきましては、広報でお知らせしていますが、例年どおり年末は30日まで、新年は4日からになります。

【質疑応答】

[乙委員]	年末年始は操業するという話ですが、当然運転員の方とか監督者も含めて、3人なり4人が出ないといけなことが想定されます。その費用は組合としてどう支出するのか、契約を当然するわけだから、入札ではなく、多分随意契約で仮にやったりしていると思うのですが。
[甲委員]	契約につきましては、今運転している業者ということで、指名審査会にかけ、委員さんのご了解をいただき、その後見積もりをいただきまして、単独の契約の運びになりました。費用は、委託料から支出してございます。運転委託につきましては、年間で幾らということで契約してまして、今年度入札しまして、契約差金が出ました。その契約差金を利用させていただきまして、今回の契約に至っています。
[乙委員]	幾らぐらいなのですか。
[甲委員]	おおよそ100万円です。

5. その他【自治会側から事前に提出された「平成29年度第3回環境委員会議題」について】

質問1. 環境委員会配布文書について

・年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求めるとしたが、希望者に配布となった。(環境委員の引継ぎ状況を聞く限りでは配布は必須と思われる)

- (1) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書
- (2) 印西地区ごみ処理実施計画
- (3) 印西クリーンセンター維持管理に関する計画
- (4) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録
- (5) 印西クリーンセンター環境委員会細則
- (6) 環境用語解説
- (7) 緊急時対応マニュアル

【回答】

(1) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書3部 (2) 印西地区ごみ処理実施計画2部 (3) 印西クリーンセンター維持管理に関する計画3部 (4) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録3部 (5) 印西クリーンセンター環境委員会細則1部 (6) 環境用語解説1部 (7) 緊急時対応マニュアル3部、委員数としては4名の方からご希望があり、配布させていただきましたが、平成30年度第1回環境委員会における配布については、現委員さんの意向により、配布をさせていただきたいと思っております。

[議長]	自治会さん側の引き継ぎのやり方等によっても違うのかなということで、自治会さん側からの意見を聞きながら対応していきたいというような回答だったかと思いますが、どうでしょうか。
[乙委員]	「異議なし」と呼ぶ者あり。
[議長]	次回にまた確認を、第4回においても確認していくというようなことでよろしいですね。
[乙委員]	「はい」と呼ぶ者あり。

[甲委員]	3月の最終委員会で、委員さんが代わる所、代わらないところ所があると思います。その際、この地区は全部引き継ぐからいいよとか、そういうものを教えていただければ、次の方への書類を考えますので、次回の委員会でその辺をお知らせいただければありがたいと思います。
-------	---

質問2. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について

・環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

- (1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。
- (2)2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はなかった。再度、8月29日に同様の最終処分場整備を要望を行ったが、進捗はあったか？
- (3)指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？
- (4)現在の保管場所は印西市収集センターで印西市の所有で、組合の所有ではない。印西市公共施設等総合管理計画ではどのように記載されているのか？解決までの時期が見通せないまま、借用しているのか？また、印西市の減免に関する部分の回答は？

【回答】

(1)環境省からの協議申し入れはありません。(2)印西市より「国からは進捗するようなお話は、今のところ伺っておりません」との回答がありました。(3)指定廃棄物については、国が処理をすることとなっております。指定解除をすることで処理を実施する責任が国から自治体へ移ります。指定を解除された廃棄物の受け入れ先を確保することが難しい現時点において、指定解除に向けての測定を行う予定はありません。(4)印西市公共施設等総合管理計画では、「(現況と課題)○平成8年度に供用を開始し、平成22年度をもって中止となった都市廃棄物空気輸送事業で利用されていた施設で、現在は、共同溝監視施設及び災害時の備蓄倉庫等として、一部活用されています。○東日本大震災の際に発生した指定廃棄物の仮置き場となっております。(基本方針)「都市廃棄物空気輸送事業施設収束事業方針(平成25年6月)」により、耐用年数(38年間)経過後を目途に、建物の取り壊しを行うこととしています。」とされています。印西市収集センターは、印西市所有の土地であり、今後市としての有効活用が図られる可能性はあるかと思いますが、組合としましては、現状のまま保管をお願いせざるを得ないと考えています。1年間の借用期間で年度更新という状況で毎年お借りさせていただいております。なお、印西市からは、「印西市行政財産目的外使用料条例第4条第1項(『国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共団体が使用するとき』)により、当該土地を免除しています。」との回答がありました。

[乙委員]	今のご説明でおやと思ったのは、8,000ベクレルを下回っても指定廃棄物として国が責任を持って処分することになっているから、測る必要はないというお話ですが、ちょっと聞いている話と違うなと思ったのです。前千葉市の持っている指定廃棄物を国が測って、8,000ベクレル以下になったから、千葉市としては自分で処理しなければいけないと言われて、新聞記事にもなって大騒ぎになったという話を聞きましたが、今の話ではその話とちょっと違うなと思ったのですけれども。
[甲委員]	指定解除ルールというのは環境省でつくったものです。指定解除すれば、通常の処分方法で処分できますというルールができたのは事実です。しかしながら、一度指定廃棄物として色がついたものについて、そう簡単に受け入れてくれる処分場はないのが現状です。したがって、千葉市がいまだに指定解除しても自分のところで保管しているのは処分先がないということだと思います。指定解除をする、しないの判断は各保管者であって、自治体になります。環境省が来て測って8,000ベクレルより下がっているから指定解除しなさいという話ではございません。指定解除ができるルールとして8,000ベクレルを下がっていること、現在保管しているものを何度か測った上で8,000ベクレルを切っているのであれば、指定解除ができますよというのが今回のルールですので、環境省から指定解除しろという話ではございません。
[乙委員]	測るのは保管している自治体、指定解除するのは環境省ということですか。
[甲委員]	指定解除ルールをつくったのは環境省であって、指定解除をしたい自治体が申請をして初めてできるわけです。指定解除するかしないかの許可するのは環境省ということですか。

[乙委員]	組合はどう考えているのですか、指定解除。いつまでここに置いておくかわからない状態が続いています。国にとにかく処分してくれと要求していますよね。国は、では測ってみると、8,000ベクレル切っているのではないのと言われたらどうするのですか。
[甲委員]	基本的に指定解除をする、しないというのは、環境省がいうことではないものです。今国が千葉県については1カ所保管と定めています。その処分場ができない状況なので、処分先へ持っていけないというのが続いているわけです。処分をするに当たって、指定解除すれば別の方法でもできますよと言っているのが環境省ですが、その別の方法が見つからないので、環境省に問いただしても、こういうところで処分できますよと紹介してくれるわけではないのです。あくまでも指定解除した場合、保管者の責任において処分しろという話になっています。ただ、お金だけ出しますよと言っているわけです。
[乙委員]	お金は出してくれるわけ。
[甲委員]	はい。ただ、保管者の責任において処分場所も探さないと言っているわけです。ただ、実際はそういう所がないのです、今の段階では。ですので、千葉市もいまだに保管している状況だと思います。安易に指定解除すれば、皆さんはどこかへ持っていけるのだろうというような感覚でいらっしゃるかもしれませんが、持っていき先がないものを指定解除しても何の意味もないということが組合の考え方なのです。
[乙委員]	見通しはどのようのですか。お互いににらみ合っているというか、先が見えないですよ。
[甲委員]	先ほどもご説明しているとおりなのですが、何度も印西市長が国に要望をしているわけなのです。そういう形でしか当然組合もできませんし、何とか国に早くしろと申し入れをさせていただくことしか今のところはできていないということです。
[乙委員]	要は国が解決策、8,000を超えたらこういうところにあるよと、そういう提案をしてくるのを待っているということですか。
[甲委員]	その提案というのは、指定解除の場合の話ですので、それはまた別です。今現在は、千葉県は環境省が保管場所をつくって、そこに集めましょうという方針でやっているわけです。ですから、環境省の責任があり、早くつくってくださいということを申し上げています。
[乙委員]	その場所がないのでしょうか、今。候補地はあるけれども、千葉市は認めていない。
[甲委員]	はい。

質問3. 水銀対策の必要性について

・「水銀に関する水俣条約」の締約国が我が国を含めて50か国に達し、既定の発効要件が満たされたため、本条約は本年8月16日に発効しました。日本国内では、水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正が行われ、水俣条約の発効を受け、一部を除き条約発効日の8月16日に施行されました。「水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正」の概要と印西クリーンセンターへの影響はいかなるものかをまとめて報告してほしい。(1)平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の26ページから27ページに「平成28年第4回印西クリーンセンター環境委員会会議録(概要版)の「質問7水銀対策の必要性」で、「今後検討させていただきます」という部分は実行されているのか」の回答が記載されている。回答では検討の実態がわからないので詳細な説明を求めるものである。」への回答として、検討結果の説明は準備できたのか？

【回答】

水銀自動計測器を設置した場合のイメージ図について表記してみました。構造は、排ガスの煙道に計測器のセンサーを取り付け、その出力を自動計測器で連続測定します。測定値は電気信号で電算機室のDCSと呼ばれるデジタル計装機器に入り、演算処理されます。この演算処理された出力は運転員のコントロールパネルに変換表示され、同時に中央制御室のデータ処理装置で数値が帳票印字用に処理されます。イメージ図で表記しました水銀自動計測器は、連続運転に十分な精度を有しており、計測機器へのデータ伝送も可能であることから、炉の運転員は常に監視することが可能になります。工事の作業内容につきましては、計測機盤3台を設置するための設置スペースを確保するのに壁及び鉄骨の改造が伴います。次に、計測基盤本体を3台設置し、センサー部歩廊鉄骨及びケーブルダクトの改造を行います。また、計測器からの電気信号を受け取るため、計装機器に入出力モジュールを追加して、計装機器でデジタル処理するための改造を行います。その出力を、中央制御室のデータ処理装置で帳票印字するためのソフトの改造を行います。それから、電源ユニットの追加及び鉄骨改造に伴う耐震再計算が必要になります。なお、イメージ図の水銀自動計測器を設置した場合の費用は3台で概算2億8千万円となります。安価な簡易計測器も検討してみました。連続測定に耐えられる測定能力が求められ、計測機器へのデータ伝送が難しい点などがあることから、当クリーンセンタ

一には適当ではないと考察いたしました。また、来年度から大気汚染防止法の改正により、排ガスの水銀測定は義務化となり、自動計測器を設置しても手分析は免除されることはありません。水銀濃度は燃焼によって数値が左右するものではなく、分別してごみの中に混入していなければ検出することはありません。分別の徹底で回避することができます。これらのことから自動計測器の設置は見送り、分析業者による手分析の委託契約だけを行う予定です。

[乙委員]	水銀自動計測器の部分ですが、大きさはどのくらいになるのですか。ここに書いてあるイメージ図だけではよくわからないのです。例えば煙道に取りつけるための部分でこのくらいの大きさのものが何台入るといものを示してくださいと前回お話をしたところ、ポンチ絵みたいなものでお示ししますということでした。これがそれになるのですか。
[甲委員]	前回お答えした中で、ポンチ絵というお話をさせていただいたのですが、大きさまでは今回申しわけございません、出しておりません。
[乙委員]	各焼却炉におのおの取りつけるのですけれども、3台分で約2.8億というお話がありましたが、これはどこの会社がやることを想定されて、当然どこかの会社の見積もりがあるわけですよね。大体概算的に幾らですよというのがあると思うのです。
[甲委員]	データ信号を電算機で処理し、それをコントロールパネルに示すということで、あと炉の煙道にも取りつけるということで、JFEに相談いたしました、既に設置しているのはどのようなものかなということでお聞きしまして、実際新しい工場はこういうのを設置しているところあるということですので、JFEからこの情報を教えていただきました。
[乙委員]	説明の最後のほうで簡易式のものについてもという話がありましたが、それはどういう会社のものをどんな方式というかわかりませんが、あるものを対象にしたのでしょうか。
[甲委員]	簡易測定器、何社かネットとか調べまして、その性能上とかこういうデータ処理の不都合とかありまして、このクリーンセンターにはそぐわないかなということ考察させていただきました。
[乙委員]	例えば東京都とか、そういうところはもう取りつけてあったりとかしているものがあると思うのですけれども、そういうところのことは調べられましたでしょうか。
[甲委員]	東京都といいますか、新しい最新の清掃工場につきましては水銀計測器もつけてあるということは情報を得ていますが、実際どこに取りつけているという、そこまでの情報は得ておりません。
[乙委員]	先ほど見送りだというお話がありましたが、これは組合としての決定ということですか。
[甲委員]	私としてはそういう報告は受けておりませんし、組合の最終判断をするのは管理者になりますので、管理者にはまだお話しはしておりません。ただ、多分見送ったというのは、来年度予算組みますので、予算上には載せていないということで、見送りましたということで、来年度に予算に入っていないのは私も知っていますので、その辺でそのようにご説明申し上げたのだらうと思います。

質問4. 平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について

・平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問7、平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について・平成28年6月(1)データが付属していない理由は？(2)ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。【回答】(1)実績数値(データ)は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細(月別又は実施別)に載せています。(2)平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので、平成24年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調整したいと考えます。」と回答が記載されているが、平成28年度版はほとんど前年の報告書と同一である。これはいかなる理由か？」に対して、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他資料の27ページに「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」は、報告事項1 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果についての全体概要理解・把握するための資料と考えます。つきましては、実績数値(データ)は、報告事項1にて確認をお願いします。3ページ(2)ごみ焼却状況については、月の区切りをわかりやすくしましたが、凡例を付記し、11ページ以降の(2)放射性物質、(3)空間線量についてはデータを付属し、配布いたします。」と回答しているが、改善は不十分である。(データを付属すべきである。)平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告として見たときにデータがないのは不自然と思われる。」への回答として、「全てのデータを付属した報告書(参考)を作成し、次回(12月)の環境委員会開催前に自治会側代表者にお渡ししますので、ご検討いただきたいと思います。」を示しているが、進捗状況は？

【回答】

全てのデータを付属した報告書（参考）を作成しましたので、ご検討いただきたいと思います。

質問 5. 排ガス中の重金属測定（調査測定）の測定方法について

・平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録（概要版）では、「表-8）排ガス中の重金属測定（環境調査）は測定対象物質として、（中略）印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条（公害防止協定値）、第8条（調査測定等）に規定されている。また、第15条（事情変更による改定協議）が規定されている。組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。」に対して、「[甲委員]公害防止協定の中に測定方法が示されております。その協定を環境委員会の皆さんと結ばせていただいて、その後いろいろ変動があったと推測されます。そのときにしっかり環境委員会の皆さんにご説明していればよかったと思うのですが、当時やられていなかったのかなとの認識で、その辺についてもおわびを申し上げなければならぬと思っております。したがって、現在の正しい測定方法、また、測定方法がないのであれば、どのような形で測定をするかも一度調べさせていただき、協定に間違いというか、違いが出ているのであれば訂正をさせていただき、また協定案を協議させていただければと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。」という回答がありました。協定書等に関する調査の進捗状況は？

【回答】

他の公共団体における測定項目、測定方法等を確認させていただきました。その状況を考慮し、今後、甲・乙協議の場を設け、協定書等の改正内容、方法を検討していきたいと思っております。（P38）

[甲委員]	今回協定内容の変更が絡む部分も当然出てきます。いろいろと分析方法が変わっている関係上、表記が違うなどというのが散見します。そういうことから、組合といたしましては現在、変わっているとされる公害防止協定の表現の表記について、案文は作成しておりますが、その方法が本来本来にいかどうかというのは皆さんにご説明して、さらに表記の方法がちょっと違うだろうとかいろいろ意見をいただかなければなりません。変更に向けて、今後どういうふうな形で進めたらいいか、その辺をご意見いただければなと思っております。この場で変更内容をご説明いたしておりますと、膨大な時間がかかることが想定されますので、ある程度たたき案をつくるまでの間何らかの方法で別の機会を設けていただければと考えておりますので、ご検討いただければなと思っております。
[乙委員]	その件は、2週間前の代表者会議でも提案されていまして、我々の考えとしては協定書の改定という大きな変更点なので、当然中身をよく検討、熟知して皆さんに説明して了解のもとに決めなくてはいけないと。あと、協定書は町内会長、自治会長の判が押してあるわけです。今30団体ぐらいあるのですかね。その方に全部聞いて回って説明して判をもらうのはかなり至難のわざだなど。では、どうすればいいのだという話なのですけれども、具体的に我々もまだはっきり検討はしていませんが、少なくとも環境委員会から3名以上の方が出ていただいて、検討委員会みたいのをつくって、案を練って、お互いに合意できた内容で環境委員会にかけると、こういう考えではあります。
[甲委員]	作業委員会等については、自治会側さんのほうで決めていただければなと思っております。我々としては案をどういう形で皆さんにお示ししていくか、またはその内容についてしっかりとしたものにしていくかというのが課題ですので、その方々と作業をともにさせていただければと考えております。
[乙委員]	期限ですが、大気汚染防止法が来年から水銀について追加されまして、それも公害防止協定に絡むので、それを入れなければいけない。そうすると、来年まで公害防止協定を改定しなければいけないのか、1年や2年ぐらい改定が延びてもいいのか。
[甲委員]	組合側といたしましては、皆さんご理解いただけているのであれば、特段すぐ行う必要はないのかなとは思いますが、ただあくまでもクリーンセンターと自治会側さんと結んでいる基本的な事項ですので、それがちょっとでも違うということになりますと、協定違反ということを言われかねませんので、できるだけ早目に作業を進めさせていただきたいと思っております。
[乙委員]	大体1年以内か、それくらいに何とかしたいなという考えですか。
[甲委員]	公害防止協定のたたき案の作成ですので、次回3月の環境委員会までには何とかお願いできないかなと思っております。
[乙委員]	早急の話ではないのですか。現在の時点で小委員会か何かに出てもいいよという希望者を募らなければいけない。
[議長]	自治会さん側で数名人選をしていただいて、組合側に報告をしていただければということでもよろしいですか。

[乙委員]	[3名挙手あり]
[議長]	それでは、ひとまず3名の方に入っていていただいて、事務局側と一旦たたき案の確認をしていただくといった作業は可能ですか。
[乙委員]	それは、次の環境委員会の前に住民側で集まるのですが、その前にそれするわけ、たたき台を。それはちょっと違うのでは。
[議長]	自治会側全員に配って意見をもらうのではなくて、まず、組合と小委員会で一旦考えてみたものを自治会さん側に示して、次回ご意見をいただくようなイメージと思ったのですが。一旦たたき台の確認の意味もあるのかなと思うのです。今ご尽力いただける3名、その方たちにも確認をしていただくことで進めてみたいと思うのですけれども。
[乙委員]	3名の自治会の方に連絡するのは組合側でお願いします。
[議長]	連絡の方法は、手紙か電話かとか、組合側で考えていただき、3名の委員さんに連絡をするというところで、日程等の調整については後日お願いすることによろしいでしょうか。
[乙委員]	〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質問6. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について

・印西地区環境整備事業組合の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が2017年10月26日にホームページに公開された。2号炉の8月の焼却日数は31日間、焼却量の最小が32.83トン/日と記載されているが、立ち上げと立ち下げが行われたのか？それとも事故があったのか？

【回答】

8月31日 11:00 に2号炉を埋火していますので、この日の焼却量は 32.83トン/日になっています。

[乙委員]	32.83トンというのは、真夜中から燃焼してきて、埋火するために何時から始めて何時までに終わっているという記録を教えてもらうこと可能ですか。例えば11時にはもう完全に火が消えている段階ですか。朝7時から11時だったら4時間で終わっています。そういうことを聞きたいのです。
[甲委員]	32.83トンというのは、8月31日零時から11時までにゴミを投入した量になっております。投入を停止してから徐々に温度を下げていくといったことになっております。
[乙委員]	11時まで投入した後に完全に火が消えるまではどのくらいの時間が必要ですか。実際そのときはいつまでかかりましたか。
[甲委員]	完全に火が消えるというのは、何度になったかとか解釈によって違うと思いますが、焼却炉の温度は徐々に下がっていき、最後に送風機とか停止するのは大体24時間ぐらいはかかります。

質問7. 指定廃棄物の焼却灰の運搬・中間処理業務（人工灰）について

・指定廃棄物の焼却灰の運搬・中間処理業務（人工灰）を柵ツネイシカムテックス埼玉に行っているが、出荷量、放射線量、単価はどのように推移しているのか？

【回答】

指定廃棄物につきましては、一時保管を継続中ですが、基準値を下回る主灰と飛灰の混合灰の搬出量につきましては、平成23年度 475.62t、平成24年度 2,685.57t、平成25年度 3,031.31t、平成26年度 4,096.09t、平成27年度 3,919.24t、平成28年度 3,854.12t、平成29年度 10月末 2,167.80tでした。放射線量につきましては、平成24年2月、飛灰 2,900 Bq/kg、主灰 740 Bq/kg、平成24年4月、飛灰 3,600 Bq/kg、主灰 1,020 Bq/kg、平成25年4月、飛灰 2,450 Bq/kg、主灰 712 Bq/kg、平成26年4月、飛灰 1,220 Bq/kg、主灰 426 Bq/kg、平成27年4月、飛灰 1,280 Bq/kg、主灰 412 Bq/kg、平成28年4月、飛灰 740 Bq/kg、主灰 191 Bq/kg、平成29年4月、飛灰 634 Bq/kg、主灰 162 Bq/kgでした。単価につきましては、平成23年度、44,310円/t、平成24年度、44,310円/t、平成25年度、46,410円/t、平成26年度、47,376円/t、平成27年度、47,376円/t、平成28年度、48,060円/t、平成29年度、48,060円/tでした。

質問8. ごみの野焼きについて

・廃棄物処理法はごみの野焼きを禁止しているが、添付した参考資料のように問題が発生している。

印西市でも野焼き禁止を求める運動が起きているが、組合及び構成市町はどのように考えているか？

【回答】

当組合においては、当該事例について意見を述べる立場にはなく、各市町の各担当部署において対応するものと考えますが、構成市町へ問い合わせたところ、「三田市事例については、例外規定に該当するものと考えますが、焼却量や風向きなどにより、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微でないときは、焼却を中止していたなどの指導を行います。」等の回答がありました。

[乙委員]	印西市さんに確認したいのですが、近所の農家の方が野焼きをされていて、煙が団地の中を漂ってきたので、こんな状態で煙が漂っているのを、やめてくださいと言って、その方も素直にやめていただいたのですが、野焼きしている方に許可をもらっているのですかと聞いたら、特に許可はもらっていない、農業関係の野焼きは許可されているので、自分の判断でやっているという話でした。そこら辺の事情ちょっと説明してください。
[甲委員]	野焼きに関しましては、いわゆる許可をすとかしないとか、そのような立場では印西市の場合、なっていないというようなことがまず1点。それと、農業従事者の方の野焼きというような形の刈り草であったり収穫後のものであったりというものは、一応法律の中では適用除外の項目になっておりますので、それをもって違法だというような位置づけにはなっておりませんので、私どもといたしましては全面禁止という形での指導はしていないところでございます。しかしながら、生活に著しい障害が出たというような場合には、当然市民の皆様から苦情等が寄せられたような場合には、強制ということではなく、適正なものであれば消していただくような指導というか、お願いで今のところその指導に従わずにそのまま燃やしている方というのは、現場のほう行きまして事例は発生していないというような状況でございます。
[乙委員]	この間は、直接農家の方にやめてくれと言ったのですが、そうではなくて、市に連絡して野焼きして我々困っていると、指導してくれと言うと、市が指導に行くということですか。
[甲委員]	基本的に通報等があった場合には、必ず現場には何うような形です。土日祝祭日、または夜間等につきましては、消防または警察に連絡をしていただければと。こちらのほうの事例等もありますが、印西市といたしましては本年7月に3者集まりまして、やはり立場が違うとか、団体が違うことによりまして指導内容が異なってしまうと、当然指導を受ける側というか、お願いを聞き入れる側のほうでも支障が出てまいりますので、その辺の調整は図らせていただいておりますので、そういうようなご連絡をいただければと考えます。
[乙委員]	要望ですが、火事ではないかと住民が連絡して消防が来ても、火事ではないとって帰ってしまったのですが、見れば野焼きが原因だと当然わかります。それを知らないふりをして帰るとするのは、非常に憤慨なのです。市にお願いなのですが、そういうときは消防さんがちゃんと野焼きしているところに行って住民の方がこんな困っているから、やめてくれと、そういう話になるように指導してくれませんか。土日にはいないのだから。
[甲委員]	指導というよりは、協議をさせていただきまして、印西市からもそのようなお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

質問9. 臭気対策剤について

- ・臭気対策剤「デオマジック」を検討されたい。

【回答】

効果や費用面の把握ができておりませんので、現時点において、臭気対策剤を使用することは難しいと考えますが、調査を行い検討してまいりたいと思います。

[甲委員]	この問題については、強制力がないこととなりますので、その辺はあくまでもお願いしかできないのかなということは考えられますので、今の段階で検討はしますが、確実にやれという指導はまだできないということだけのご理解いただきたいと思います。
-------	---

[事務局] それでは、以上をもちまして平成29年度第3回環境委員会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。